

こうち男女共同参画センター

(愛称 ソーレ)

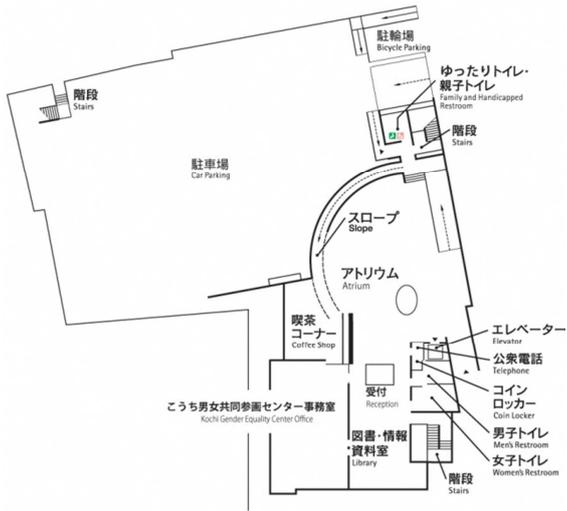
提 案 参 考 資 料

- 施設概要
- 令和元年度事業実績
- 関係する条例等

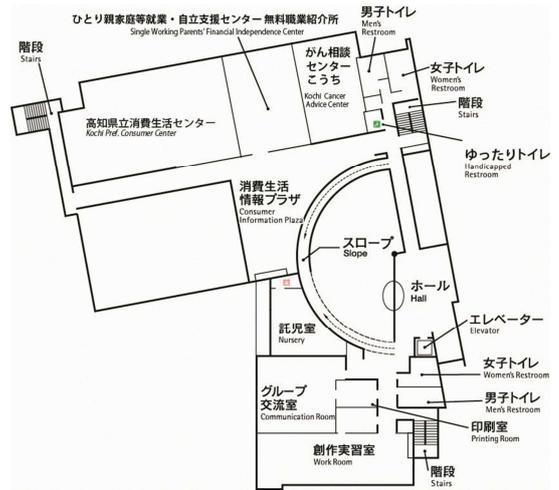
目 次

・ 施設配置図	P 1
・ 各施設の主要設備	P 2
・ 利用料	P 3
・ 営利団体及び営利目的の利用と利用料の免除・減免の取扱い	P 4
・ 令和元年度事業の概要	P 5
・ 施設利用料の推移	P 1 2
・ 収支の概要（令和元年度実績）	P 1 3
・ 管理費の各機関負担金について	P 1 4
・ その他		
こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例		P 1 5
こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則		P 2 1

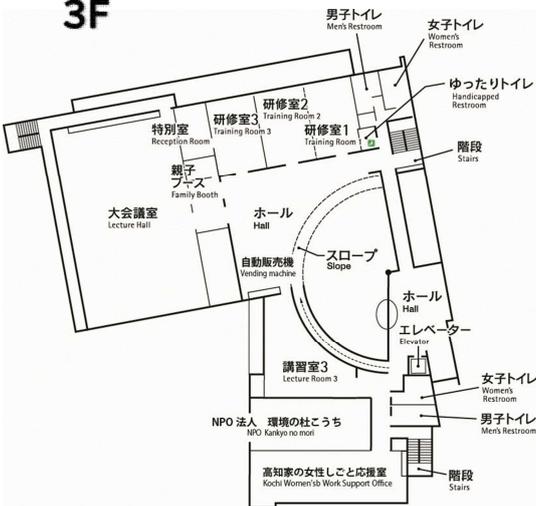
1F



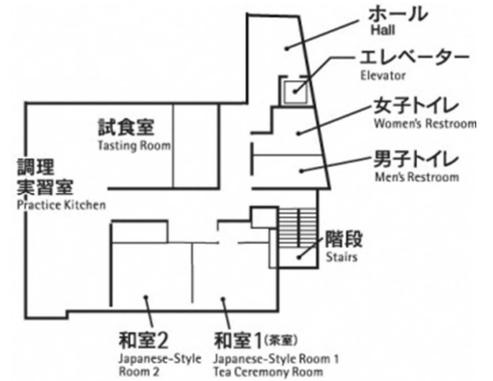
2F



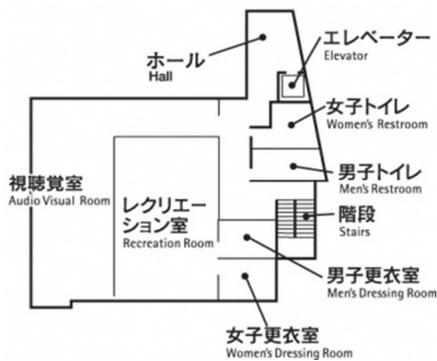
3F



4F



5F



<各施設の主要設備>

フロア	施設名	主要設備
2階	創作実習室	<p>■工作台 5台 ■ワークテーブル 1台 ■丸椅子 36脚 ■華道用具一式 20組 ■電動・手動木工具一式 各5組 ■電動式粘土ろくろ 1台 ■手動式粘土ろくろ 30台 ■粘土貯蔵容器 1台 ■粘土練機 1台 ■粘土作品乾燥棚 3台 ■染物乾燥棚 ■焼物成型絵付用具セット 1組 ■電気コンロ 1台 ■七宝電気炉 1台 ■七宝焼製作セット 2組 ■ホワイトボード 1台</p>
3階	大会議室 付帯施設 ・特別室(控室) ・親子ブース	<p>■机 52台 ■椅子 320脚 ■演台・演花台 各1台 ■AVシステム(ビデオ・OHC・マルチディスクプレーヤー・カセット) ■可動式プロジェクター 1台 ■固定式スクリーン 1台 ■グランドピアノ 1台 ■音響反射板 1組 ■固定式ホワイトボード 1台 ■可動式ホワイトボード1台 ■マイク(有線 2本 ワイヤレス 4本 ピンマイク 1本)</p>
	研修室(共通)	<p>■机 11台 ■椅子 33脚 ■ホワイトボード 1台 ■プロジェクター(貸出し・予約制) ■レクチャーアンプ 1台 ■ワイヤレスマイク 2本</p>
	研修室1	■テレビ、ビデオ・DVDデッキ 各1台 ■固定式スクリーン 1台
	研修室2	■固定式スクリーン 1台
	研修室3	■固定式スクリーン 1台
4階	調理実習室 付帯施設 ・試食室	<p>■試食用テーブル 4台 ■椅子 28脚 ■丸椅子 31脚 ■調理台 5台(うち1台昇降式) ■ホワイトボード 1台 ■ワゴン 1台 ■冷蔵庫 1台 ■オープンレンジ 5台 ■電磁調理器 2台 ■炊飯器 5台 ■ミキサー 5台 ■ハンドミキサー 3台 ■トースター 5台 ■その他調理器具 5組 ■食器類(和・洋・中)30~35人分 (ふきんはご用意ください)</p>
	和室(2室で共用)	<p>■座卓 18台 ■座布団 50枚 ■座椅子(2タイプ) 各3脚 ■ミシン 10台 ■アイロン 10台 ■姿見 2台 ■ホワイトボード 1台</p>
	和室1 付帯施設・お茶室	■お茶室設備 ■茶道具一式 10組
5階	視聴覚室	<p>■机 16台 ■回転椅子 30脚 ■予備椅子 20脚 ■AVシステム(ビデオ・OHC・マルチディスクプレーヤー・MD・カセット) ■固定式プロジェクター 1台 ■固定式スクリーン 1台 ■テレビモニタ 2台 ■アップライトピアノ 1台 ■ホワイトボード 1台 ■マイク(有線 2本 ワイヤレス 2本 ピンマイク 1本)</p>
	レクリエーション室 付帯施設 ・更衣室・シャワー室	■CDラジカセ 1台 ■デジタル体重計 1台

<利用料>

1 施設

区分	利用人数	基準額(1時間につき)	
		土曜日及び日曜日以外の日(こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成10条例第44号。以下「条例」という。)第4条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後9時まで	土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで
創作実習室	30人	940円	1,150円
大会議室	300人	4,510円	5,660円
研修室1	30人	420円	520円
研修室2	30人	420円	520円
研修室3	30人	420円	520円
調理実習室	30人	1,260円	1,570円
和室1	22人	520円	630円
和室2	28人	630円	840円
視聴覚室	50人	940円	1,150円
レクリエーション室	30人	1,260円	1,570円

- 「土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで」には、条例第4条に規定する休館日又は条例第5条第1項に規程する利用時間以外の時間(月曜日の午後5時から午後9時までを除く。)に許可施設を利用する場合を含むものとする。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 基準額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額を含むものとする。

2 附属設備

グループロッカー 1月につき 100円

- 利用料金の計算において、利用期間が1月未満であるとき又は利用期間に1月未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1月として計算する。
- 基準額には、消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税の額を含むものとする。

<営利団体及び営利目的の利用と利用料の免除・減額等の取扱>

1 利用許可の申請の受付開始日

(こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第6条及び同条例施行規則第2条参照)

	利 用 事 業	受付開始日
大会議室の 利用	営利団体及び営利目的の利用	利用開始日の6月前
	その他の利用	// 1年前
他の施設の 利用	営利団体及び営利目的の利用	// 2月前
	その他の利用	// 3月前

2 現指定管理者による利用料の免除・減額等

(こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第11条参照)

(募集配付資料「管理運営業務仕様書」IV-3参照)

利 用 事 業	利用料の取扱
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、高知市、財団が行う男女共同参画に関する事業 ・ 県、高知市もしくは財団が共催する男女共同参画に関する事業 	無料
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する事業 (県、高知市、財団及び下記の者の行う利用を除く) 	半額 (利用料金×1/2)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が主たる構成員の団体の利用 ・ 旭町内会の利用 	半額 (利用料金×1/2)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利団体及び営利目的の利用 	2倍 (利用料金×2)

〈令和元年度 事業の概要〉

I 情報の収集及び提供に関する業務

1 情報提供事業

(1) 図書(本・ビデオ・DVD)の収集・提供

蔵書数		図書利用登録者数	
本	10,766冊	利用登録者数	147人
ビデオ・DVD	969本		
計	11,735冊・本	〃 累計	7,885人

(2) 図書団体貸出

貸出先	期間	冊数
南国市	5月30日(木)～7月25日(木)	100冊
土佐市	5月30日(木)～6月28日(金)	34冊
四方十町	5月29日(水)～7月29日(月)	92冊
芸西村	6月4日(火)～7月2日(火)	30冊
高知大学	5月27日(月)～7月26日(金)	100冊
黒潮町	10月19日(土)～11月30日(土)	23冊

2 図書・情報資料室利用促進事業

テーマ別図書展示

定期的にテーマを決めて関連図書等を展示し、図書室の利用促進を図った。

4月 新年度スタート応援	10月 SDGsを知ろう
5月 新年度スタート応援②	11月 女性に対する暴力をなくす運動期間特集
6月 男女共同参画「学」知る・学ぶ・考える 私の人生私がつくる	12月 若い世代に読んでもらいたいおすすめ本
7月 コミック・エッセイ特集	1月 ソーレまつり講演会特集
8月 コミック・エッセイ特集 続	2月 難民高校生・貧困を生きる
9月 諦めないで、一歩前に	3月 病原体に負けないからだ

II 調査研究に関する業務

(1) 男女共同参画に関する統計データ収集・提供事業

各種統計データの収集・分析を行い、ホームページで公表している「データでみるこちの男女共同参画」を更新した。

III 県民の理解を深めるための広報及び啓発に関する業務

1 広報・啓発事業

(1) 情報紙の発行

情報紙「ソーレ・スコープ vol.89～92」の発行(7月、10月、1月、4月に各7,000部発行)

セミナーガイドの発行(4月、10月にソーレ開催事業の紹介)

(2) ホームページによる情報発信

実施事業の紹介・報告、センターの利用案内、男女共同参画に関する情報の提供、財団の経営状況等を広く県民に公開するため、引き続きホームページを開設し、情報の更新等を行った。

(3) メールマガジンの発行(ソーレの事業、他県や市町村、関連機関の取り組みを掲載)

メールマガジン「FROM ソーレ」の発信(毎月1日、計12回 発信件数 231～294件)

(4) SNSによる情報発信

SNSを活用した広報・啓発を行った。フェイスブックフォロワー 47人増 累計175人

(5) 開館20周年記念

ソーレの開館20周年を記念して、開館からこれまでのソーレの軌跡を記録した記念誌を発行。また、「講演会でたどるソーレ20年」を企画展示した。

(6) 啓発パネルの貸出

パネル展示・情報紙等刊物の紹介、配付など(18件、23セット貸出)

貸出先	貸出期間	貸出先	貸出期間	貸出先	貸出期間
県民生活・男女共同参画課	6月6日～6月24日	高知市人権同和・男女共同参画課	7月11日～7月23日	香美市	11月20日～11月29日
県民生活・男女共同参画課	6月14日～7月1日	高知市人権同和・男女共同参画課	8月22日～9月3日	香南市人権課	11月22日～11月26日
高知市人権同和・男女共同参画課	6月22日～7月2日	高知市人権同和・男女共同参画課	11月1日～11月5日	宿毛市人権推進課	12月5日～12月13日
いの町保健福祉課	6月24日～7月2日	高知市人権同和・男女共同参画課	11月7日～11月19日		

啓発パネルの企画展示

掲示先	期 間	掲示先	期 間	掲示先	期 間
3階掲示版	5月12日～6月11日	アトリウム	11月7日～11月28日	3階掲示版	2月3日～2月22日
アトリウム	6月22日～6月29日	じんけんふれあいフェスタ	12月7日～12月9日		
アトリウム	7月29日～8月7日	アトリウム	12月12日～12月14日		

(7) その他啓発事業

旭地域の行事に参加し、男女共同参画及び主催事業等の広報周知を行った。

旭オンリーワン芸術祭 10月5日(土)
 じんけんふれあいフェスタ 12月8日(日)

2 出前講座事業

(1) 出前上映会

ソーレへの来館が難しい地域で、男女共同参画に関する映画上映と合わせ、ミニ講座を開催した。

開催地	講師	開催日	内 容	参加者数
佐川町	長澤 紀美子 浜口 ゆかり 伊藤 満里奈	12月1日(日)	「カラソコエの花」上映会&多様な性について考えるシンポジウム	31名

(2) 出前講座(サポーター講師・県外講師活用)事業

派遣講師	開催日	内 容	派遣先	参加者数
サポーター講師 筒井早智子	1 4月1日(月)	ハラスメントのない職場づくり[職場]	(株)垣内	87名
筒井早智子	2 4月19日(金) 4月26日(金)	パワーハラスメント(ドクターハラスメント)について[職場]	(医)伊野部会高知整形脳外科病院	80名
筒井早智子	3 4月26日(金)	パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等防止研修[職場]	山林協会本部事務所	37名
筒井早智子	4 5月7日(火) 5月8日(水)	パワーハラスメント研修会[職場]	五台山保育園	21名
西村静代	5 5月9日(木)	ワーク・ライフ・バランスについて[職場]	(株)高知ソフトウェアセンター	6名
山中千枝子	6 5月9日(木)	男女共同参画、地域づくり、仲間づくりワークショップ[児童]	黒潮町立三浦小学校	44名
高橋絵里	7 5月15日(水)	化粧療法(お化粧品運動教室)[地域]	土佐市社会福祉協議会	16名
高橋絵里	8 6月6日(木) 6月6日(木) 6月7日(金)	お化粧品を通じてQOL,ADLの維持・向上[地域]	中土佐町地域包括支援センター	4名 6名 5名
津野美保	9 6月14日(金)	男女共同参画について家族みんなで学ぶ[地域]	香美市立ふれあい交流センター	57名
山中千枝子	10 6月15日(土)	ゲーム機の長時間使用によるゲーム依存・中毒問題[児童]	東洋町立甲浦小学校	72名
山中千枝子	11 6月18日(火) 6月25日(火) 6月25日(火) 7月2日(火)	情報モラルについて[児童]	高知市立潮江東小学校	54名 46名 62名 60名
高橋絵里	12 6月20日(木) 6月27日(木) 7月12日(金)	化粧療法でエンパワメント[地域]	高知市西部地域高齢者支援センターかがみ出張所	8名 8名 15名
高橋絵里	13 6月24日(月)	化粧療法でエンパワメント[地域]	帯屋町健康サポートセンター	9名

西村 静代	14	7月4日(木)	ワークライフバランス[学生]	(株)高知ソフトウェアセンター	18名
高橋 絵里	15	7月13日(土)	化粧療法でエンパワメント[地域]	土佐町社会福祉協議会	12名
高橋 絵里	16	7月16日(火)	化粧療法でエンパワメント[地域]	あつたかふれあいセンターくろいわ	8名
山中千枝子	17	7月17日(水)	ネットと不登校の問題[教育委員]	高岡地区市町村教育委員会連合会	29名
高橋 絵里	18	7月18日(木)	化粧療法でエンパワメント[地域]	デイサービスセンターりん・わかくさ	10名
山中千枝子	19	7月18日(木)	ジェンダーフリー[児童]	黒潮町立三浦小学校	8名
荻田 直美	20	7月23日(火)	セクシャルハラスメント(マタニティハラスメント)研修[職場]	高知太平洋鉱業(株)	33名
筒井早智子	21	7月24日(水)	ハラスメントについて[職場]	県競馬組合	115名
中平 公哉	22	7月27日(土)	男性の育児・家事参画[地域]	アピアさつき子育て広場とことこ	14名
筒井早智子	23	7月30日(火)	ハラスメントについて[職場]	高知地方検察庁	72名
高橋 絵里	24	8月20日(火)	化粧療法でエンパワメント[地域]	高知市西部地域高齢者福祉センター旭出張所	8名
高橋 絵里	25	8月27日(火)	化粧療法でエンパワメント[地域]	(特非)高知県介護の会	8名
高橋 絵里	26	8月28日(水)	化粧療法でエンパワメント[地域]	(福)山寿ケアハウス集家	12名
秋山 直也	27	9月4日(水)	ハラスメント研修[職場]	県立幡多けんみん病院	40名
西村 静代	28	9月9日(月)	ハラスメントのない職場づくり[職場]	県競馬組合パルス宿毛	14名
高橋 絵里	29	9月11日(水)	人権研修(化粧療法)[地域]	室戸市立大谷公民館	27名
高橋 絵里	30	9月24日(火)	化粧療法でエンパワメント[地域]	宅老所えびす	11名
津野 美保	31	9月27日(金)	災害時の食生活について[職場]	県競馬組合	121名
秋山 直也	32	10月9日(水) 12月3日(火)	職場内でのパワーハラスメントについて[職場]	土佐田村病院	57名
植田美和子	33	10月10日(木)	コミュニケーション講座[生徒]	県立高知北高校	11名
高橋 絵里	34	10月15日(火)	化粧療法でエンパワメント[地域]	デイサービスこの森	9名
山中千枝子	35	10月19日(土)	メディアリテラシー「スマホの弊害」[保護者]	四万十市立あおぎ保育所	23名
高橋 絵里	36	10月23日(水)	化粧療法でエンパワメント[地域]	(福)山寿ケアハウス集家	9名
山中千枝子	37	10月31日(木)	メディアリテラシー「ネット依存」[生徒]	県立高岡高校	29名
高橋 絵里	38	11月6日(水)	化粧療法でエンパワメント[地域]	仁淀川町あつたかふれあいセンター	6名
津野 美保	39	11月7日(木)	災害と人権[地域]	四万十市生涯学習課	52名
山中千枝子	40	11月8日(金)	インターネット等による危険性と人権侵害について[保護者]	安田町立安田小学校	31名
西村 静代	41	11月14日(木)	ワークライフバランス[学生]	(株)高知ソフトウェアセンター	22名
高橋 絵里	42	11月15日(金)	化粧療法でエンパワメント[地域]	IMCグループホーム高須	19名
西村 静代	43	11月15日(金)	ハラスメントについて[職場]	高知食糧(株)	40名
荻田 直美	44	11月25日(月)	ハラスメント防止研修[職場]	土佐市民病院	103名
高橋 絵里	45	11月25日(月)	化粧療法でエンパワメント[地域]	帯屋町健康サポートセンター	6名
高橋 絵里	46	11月26日(火)	化粧療法でエンパワメント[地域]	認知症予防カフェ一宮ふれあいカフェ	12名
松田 高政	47	11月29日(金)	男女共同参画の視点による男性の子育てライブ[職場]	県地域福祉部	105名
山中千枝子	48	11月29日(金)	子どもたちのネット・ゲーム依存の現状を知る[心理カウンセラー]	NPO法人こころサポート	12名
坂本ひとみ	49	12月3日(火)	女性の人権[地域]	四万十市生涯学習課	35名

高橋 絵里	50	12月6日(金)	化粧療法でエンパワメント[地域]	高知市西部地域 高齢者支援セン ターかみ出張所	11名	
植田美和子	51	12月11日(水)	コミュニケーション講座[職場]	香美市学校事務 研究会	11名	
山中千枝子	52	12月25日(水)	SNSに関する理解を深める[職場]	法務省高知保護 観察所	10名	
高橋 絵里	53	12月27日(金)	化粧療法でエンパワメント[地域]	高知市西部地域 高齢者支援セン ター旭出張所	12名	
高橋 絵里	54	1月10日(金)	化粧療法でエンパワメント[地域]	グループホームひ だかの里	16名	
秋山直也	55	1月14日(火)	ハラスメントのない職場づくり[職場]	(株)楽器堂	13名	
高橋 絵里	56	1月18日(土)	化粧療法でエンパワメント[地域]	須崎市社会福祉 協議会	8名	
西村 静代	57	1月22日(水) 2月14日(金)	職場のハラスメント[職場]	県公営企業局	48名	
筒井早智子	58	1月28日(火)	ハラスメントと人権[推進員]	高知市地区人権 啓発推進委員会	36名	
高橋 絵里	59	1月29日(水)	化粧療法でエンパワメント[地域]	集落活動センター たいこ岩	8名	
山中千枝子	60	2月6日(木)	ネット時代の子育てについて[保護者]	須崎市保育協会 立上分保育園	29名	
山中千枝子	61	2月7日(金)	メディアリテラシー[生徒]	県立安芸中学校	159名	
山中千枝子	62	2月8日(土)	ネットとの付き合い方について[児童]	高知市介良小学 校	10名	
高橋 絵里	63	2月10日(月)	化粧療法でエンパワメント[地域]	(特非)NPOいちい の郷	23名	
山中千枝子	64	2月15日(土)	ネット時代の子育て[保護者]	高知市立春野仁 西保育園	15名	
高橋 絵里	65	2月26日(水)	化粧療法でエンパワメント[地域]	大川内科	14名	
※COVID-19の影響で開催を中止した6件を除く					2,261名	
県内・県外講師	幸崎 若菜	1	7月16日(火)	デートDV予防教育[生徒]	いの町立吾北中学校	15名
	志賀 力	2	7月22日(月)	ワークライフバランス[地域]	四万十市	38名
	大崎 麻子	3	9月18日(水)	ジェンダー平等と女性のエンパワメント[生徒]	土佐女子中高等学校	191名
	浜口 ゆかり	4	10月25日(金)	性の多様性[生徒]	黒潮町立佐賀中学校	62名
	LJCO	5	2月1日(土)	男女共同参画の視点からの子育て[地域]	いの町	69名
	幸崎 若菜	6	2月17日(日)	デートDV予防教育[生徒]	県立高知工業高校	269名
					644名	
他機関との共催事業	1	2月9日(日)	認定NPO法人こうち被害者支援センターと共催し、女性に対する人権侵害の現状について知るとともに、人権侵害事象の解消と女性の人権について学ぶ機会を提供するため講演会を実施した。 犯罪被害者支援講演会～「関係性の貧困」に生きる少女たち～ 講師 仁藤夢乃(女子高校生サポートセンタColabo代表理事)		93名	
	2	2月16日(日)	ウイメンズセンター大阪と共催し、すべての年代の女性の健康のために、女性が自分の身体や性について学ぶ機会を提供するため講演会を実施した。 「もっと知りたい！女(わたし)のカラダin高知」 講師 毛山 薫(医師/医療法人薫風会毛山病院産婦人科) 生魚 かおり(ウイメンズセンター大阪スタッフ)		73名	

(3) ソーレ職員による研修・講演の実施状況

対象者	開催日	内 容(テーマ)	派遣先	参加者数	
出前講座	学校 及び 教育関係機関	1 7月25日(木)	男女共同参画[学生]	高知大学地域協働学部	31名
		2 9月25日(水)	デートDV[学生]	高知大学(学生)	96名
					127名
	その他	1 6月25日(火)	相談の受け方[人権擁護委員]	高知地方方法務局	25名
		2 11月15日(金)	DV[会員]	高知市老人クラブ連合会女性部	8名
		3 12月2日(月)	デートDV[会員]	DV対策連携支援ネットワーク	72名
		4 12月12日(木)	男女共同参画[地域]	香南市生涯学習課	13名
					118名
COVID-19の影響で開催を中止した1件を除く				245名	
ウェルカムセミナー	1 6月18日(火)	施設見学	高知市旭小学校	62名	
	2 11月21日(木)	施設見学	高知市旭東小学校	4名	
	3 12月10日(火)	施設見学・セミナー	高知県立大学(社会福祉学部)	29名	
				95名	

IV 講演会、講習会、研修会等の開催に関する業務

1 男女共同参画講演会・講座

事業(講座名)	開催日	内 容	参加者数
男女共同参画推進月間講演会	6月22日(土)	広く県民に対し、男女共同参画についての理解と意識の浸透を図るため、6月の男女共同参画推進月間に講演会を実施した。 アイスランド 男女平等への社会と道のり 講師 エーリン・フリーゲンリング(駐日アイスランド大使)	227名
男女共同参画特別講座	9月17日(火)	ソーレ開館20周年を記念し、男女共同参画社会の実現に向けて、県民の理解を深めるための講座を開催した。 「幸せ」のグローバルスタンダード～世界と日本の今とこれから～ 講師 大崎麻子(公益財団法人プランインターナショナル・ジャパン理事/関西学院大学総合政策学部客員教授)	45名
ダイバーシティ推進講座	10月27日(日)	性の多様性に関する正しい知識を身につけるとともに、グループワークを交えて互いの違いを尊重して受け入れるための講座を開催した。 ひらく・ひもとく結婚制度～LGBTという言葉の前からあった多様な生き方・家族の形～ 講師 牧村朝子(文筆家)	30名

2 DV防止啓発事業

講座名	開催日	内 容	参加者数
DV防止啓発講演会(共催)	11月16日(土)	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、ドメスティックバイオレンスの防止を広く県民に啓発するためDVに関する講演会を実施した。 暴力による「心の支配」～DVがもたらす子どもへの影響～ 講師 千田有紀(武蔵大学社会学部教授)	101名

3 ワーク・ライフ・バランス事業

講座名	開催日	内 容	参加者数
大学生向けキャリア形成支援	9月27日(金)	これから就職する学生を対象に、ライフイベント(結婚、出産等)をどう乗り越えるか、自らはどのような人生を求めているか(仕事も含めて)について考える講座を実施した。 高知大学 これから働き始めるあなたたちへ～しあわせに働ける社会とは何か～ 講師 竹信三恵子(ジャーナリスト/和光大学名誉教授)	76名
男性家事講座	2月23日(日)	男性の家事・育児への参加を促進し、男女の性別役割分担についての気づきや、家庭生活を含めたワークライフバランスの充実について考えるための講座を実施した。 身近な食材で料理の基本を学ぶ～料理って意外に面白い!!～ 講師 合田末廣(料理研究家/カービングアーティスト)	7名
男性応援講座	11月24日(日)	男性更年期をテーマに、自身の健康管理についての意識を変えることで、人生100年時代を豊かに生きていくための講座を実施した。 男の更年期を考える～心と体のSOS～ 講師 石蔵文信(男性更年期外来医師/大阪大学人間科学研究科未来共創センター招へい教授/医学博士)	21名
女性の健康を考える講座	10月29日(火) 11月2日(土)	生活の質(QOL)を上げて女性が活動の場を増やしていけるように自宅で継続してできる健康法を学ぶことで、ワークライフバランスの充実につなげるための講座を実施した。 生活の質をあげる～骨盤底筋運動と簡単ヨガ～ 講師 三味美哉子(インターナショナルヨガセンター認定インストラクター/コンディショニングインストラクター)	19名 20名

4 防災啓発事業

講座名	開催日	内容	参加者数
親子防災教室	8月24日(土)	小学校低学年までの保護者に対して、自分と子どもの命をまもるための知識を学び、防災意識の向上を図るための講座を実施した。 楽しく学ぼう！～おいしいボリ袋クッキングと防災ミニ知識～ 講師 NPO法人日本防災士会	25名
	2月8日(土)	ママ・パパは家庭の“防災士” 講師 松原香奈美(子育てサークルままばあく代表/ベビウエアリングコンシェルジュ/おむつなし育児アドバイザー)	14名

V 人材育成に関する業務

1 人材育成事業

講座名	開催日	内容	参加者数
女性の活躍応援	9月29日(日) 10月20日(日) 12月1日(日)	職場等で活用できるスキルやリーダーシップを發揮するために必要なことを学び、自分のスキルを活用しその場の運営にあたる力を養うことを目的に連続講座を実施した。 女性リーダー応援塾 『未来から「なりたい自分」を引き寄せる』 講師(モデレーター) 川村晶子(高知大学次世代地域創造センター客員准教授)	31名 20名 25名
女性の防災プロジェクト	5月25日(土) 6月1日(土) 6月15日(土) 7月13日(土)	男性中心で構成されることが多い地域の防災組織等に対して、女性が積極的に発言できるためのスキルを学び、地域に踏み出すアクションにつなげるための講座を実施した。 防災アドバイザー養成講座 コーディネーター 神原咲子(高知県立大学大学院看護学研究科教授)	20名 21名 27名 23名
災害(復興)・防災と男女共同参画に関する講師養成	12月13日(金) 12月14日(土)	全国女性会館協議会との共催で、男女共同参画の視点を入れた災害(復興)・防災に関する講座の講師を養成するための研修会を実施した。 災害(復興)・防災と男女共同参画に関する講師養成研修 講師 浅野幸子・池田恵子(減災と男女共同参画研修推進センター共同代表)	24名 22名
エンパワメント講座	3月7日(土)	生きづらさの原因に女性自身が気づき、潜在的に備った能力を發揮して問題点を改善し、社会参画する力を身につけることを目的とする。 心を削らない働き方～何度でもやり直せる～ 講師 佐藤美礼(NPO日本キャリア・コンサルタント協会理事)	COVID-19の影響により中止

2 就業・起業支援事業

講座名	開催日	内容	参加者数
就労応援パソコン講座 ●基礎講座(共催) 《共催団体》 ひとり親家庭等就業・自立支援センター ●検定対策講座	① 5月25日(土)～5月27日(月)	仕事や仕事選びの幅を広げることにつながるようパソコン講座を実施した。 委託先 NPO法人とさはちきんねっと 3日で学ぶ！エクセル基礎講座(全3回)	15名
	② 7月6日(土)～7月8日(月)	3日で学ぶ！ワード基礎講座(全3回)	15名
	③ 6月1日(土)～6月29日(土)	エクセル検定対策講座(全4回)	15名
	④ 7月27日(土)～8月31日(土)	ワード検定対策講座(全5回)	12名

3 県民からの企画提案事業

男女共同参画を推進するための事業の企画運営に、県民のアイデア等を活用するとともに、事業の企画運営を通じて団体等の企画力、実践力を養うことを目的に、3つのテーマで事業を公募し、運営を委託した。

(1)高知市内で実施する事業

応募3団体

(2)高知市外で実施する事業

応募2団体

委託先	開催日	内容	参加者数等
(1)トリニティスタイル	9月15日(日) 10月20日(日) 11月24日(日) 12月8日(日)	自分の才能と情熱をリンク！女性のひとり起業カレッジ(全4回)	12名
(2)ヒーリングボディワークス ハノネヤ	11月16日(土)	更年期対策ケア講座	18名
(3)高知母乳育児支援を学ぶ会	12月8日(日)	母乳育児支援を学ぶ四国教室in高知	96名
(4)山崎生希	10月24日(木) 11月2日(土) 11月10日(日)	みんなで考える産後ケア	延べ 22名
(5)起業維新株式会社	2月2日(日) 2月16日(日) 2月23日(日)	女性のための自立、孤立、開業勉強会	延べ 40名

4 ボランティア育成・活用事業

事業(講座名)	開催日	内容	参加者数等
ボランティア活用	年間	ソレ事業への県民の参画を図るため、事業へのサポートを行うボランティアを広く県民から募集・活用し、あわせて、事業への参画を通じてボランティア自身の男女共同参画への理解の浸透を図ることを目的に実施した。 セミナーボランティア、交流ボランティア、図書・展示ボランティアを設定。	活動登録者数 24名 活動人数 延173名
ボランティア育成研修	3月8日(日)	ボランティアを対象に研修を実施するもの。 メディアを通して考える男女共同参画とメディアリテラシー 講師 森本裕文(株式会社高知新聞社総合企画室経営企画部)	COVID-19の影響により中止した

VI 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談に関する業務

1 相談事業

(1) 相談の種類別件数

相談の種類		件数
女性対象相談		2,112件
	一般相談	1,997件
	家族・家庭	450件
	生き方	133件
	暴力	136件
	性・身体・健康	723件
	金銭	35件
	上記以外	520件
	法律相談	91件
	こころの相談	24件
男性対象相談	男性のための悩み相談	52件
合	計	2,164件

2 講座等

講座名	開催日	内容	参加者数
相談員スキルアップ研修	5月11日(土)	女性の立場を理解し、ジェンダーに敏感な視点で相談業務に従事できるよう、県内相談機関の相談員を対象とした研修を実施した。 相談の中の母娘関係～母と娘を縛るジェンダー規範～ 講師 加藤伊都子((有)フェミニストカウンセリング堺)	3回延べ121名 43名
	5月25日(土)	生きづらさを抱えた相談者への対応～発達障害・パーソナリティ障害・依存症～ 講師 山崎正雄(高知県立精神保健福祉センター)	44名
	6月8日(土)	DV・性暴力被害者への対応～本来持っている力を取り戻すための支援とは～ 講師 幸崎若菜(高知県立大学看護学部助教助産師・SANE(性暴力被害者支援看護職))	34名
相談関連講座	7月6日(土)	相談の多い内容について、社会の中で女性が置かれている立場や状況を女性自身が考え、社会参画する力を身につけるための講座を実施した。	20名
	7月7日(日)	自己主張トレーニング 講師 加藤伊都子((有)フェミニストカウンセリング堺)	

VII 関係団体等の相互の交流の促進及び自主活動への支援に関する業務

1 団体等の自主活動支援事業(ソーレいじど事業)

男女共同参画の推進に資する事業を実施した団体等の活動を支援するため、団体に対し助成事業を実施 応募3団体

助成団体名	事業内容	助成額
こうちねっと見守り会議	講演会「ネット障害を考える」	200,000円
特定非営利活動法人キャリアコンサルタント協会	講座「ダイバーシティ・コミュニケーションの理解と促進」	200,000円
ママの働き方応援隊高知校	講座「赤ちゃん先生プロジェクト」 高知市立一ツ橋小学校(4年生) 高知市立一ツ橋小学校(2年生) 香南市立佐古小学校(2年生) 香南市立佐古小学校(6年生)	172,619円
計		572,619円

2 ソーレフォーラム・団体企画イベント

事業(講座名)	開催日	内容	参加者数等
運営委員会	4回開催	ソーレまつり2020の運営の基本方針、テーマ設定等の検討、イベント(講座等)委託先の選考、報告会等を実施	運営委員10名
記念講演会	1月26日(日)	絶体絶命は打ち出の小槌 講師 小島 慶子(タレント/エッセイスト)	250名
ソーレ直営イベント		・クイズラリー/アンケート 景品(あったか講座受講セット、お菓子セット) ・映画上映「ピリブ 未来への大逆転」 ・アニメ「おしりたんてい」(全4回上映) ・きみもめいたんてい～ソーレのひぼうをさがせ～	クイズラリー570名 19名 102名 179名(子ども)
ソーレまつり2020	1月25日(土) 26日(日)	委託先:こうち男女共同参画ポレール ①親子でご飯づくり ～お魚をさばいて料理をつくろう～ ②科学で遊ぼう ③女性議員が増える!?～政治分野における男女共同参画推進法を一步前に進めよう～	①23名 ②120名 ③25名
		委託先:新日本婦人の会高知県本部 ①半径3mから考えるジェンダー～おしゃべりカフェ～ ②うちの子最高!熊丸さんと遊ぼう! ③思春期パンザイ!うちの子最高～熊丸さんの思春期講座～	①13名 ②73名 ③12名
団体イベント		講座・ワークショップ ソーレ利用団体による企画・発表など (57団体参加) 作品・パネル展示 バザー ミニステージ	17企画 15企画 16団体 11団体
来場者総数(2日間)			延べ 2,913名

こうち男女共同参画センター施設利用料の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数(単位:件)	3,363	3,435	3,358	2,576
利用者数(単位:人)	80,237	84,638	70,410	29,486
利用料収入(単位:千円)	9,884	10,609	10,230	6,928

- <参考> ○平成15年度から利用料制度導入
 ○平成16年10月から減免・利用制限の取扱を変更
 団体要件の減免を廃止し、施設目的に沿った利用のみ減免、営利団体に2倍料金で貸出開始
 ○平成18年度から休館日を変更
 水曜日を閉館(第2水曜除く)、月曜夜間(17:00~21:00)を閉館。
 ○令和2年度はコロナ禍の影響により、4/10~5/10の休館や、定員の半分で利用などの制限有り。

平成29年度		平成29年											平成30年			年度計	
		前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越		
利用料収入(単位:千円)		616	600	866	1,140	704	925	790	721	899	600	862	802	974	-615	9,884	
(単位利用件数)	団体等	半額免除	3	14	21	9	27	11	17	20	16	14	17	17	13	-10	189
	営利団体	2倍料金	8	27	38	34	45	39	36	35	39	27	39	34	29	-8	422
	一般	定額料金	205	187	267	279	196	223	206	215	219	172	229	231	209	-192	2,646

平成30年度		平成30年											平成31年			年度計	
		前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越		
利用料収入(単位:千円)		615	695	742	1,142	1,100	980	977	1,143	745	657	940	626	700	-453	10,609	
(単位利用件数)	団体等	半額免除	10	12	18	12	12	16	15	15	19	14	7	17	12	-10	169
	営利団体	2倍料金	8	49	33	51	49	45	47	45	48	28	34	44	36	-15	502
	一般	定額料金	192	211	263	234	211	195	276	256	197	192	230	199	242	-204	2,694

令和元年度 (平成31年度)		平成31年(令和元年)											令和2年			年度計	
		前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越		
利用料収入(単位:千円)		453	700	966	1,262	733	717	525	1,724	1,056	800	898	653	-85	-172	10,230	
(単位利用件数)	団体等	半額免除	10	9	21	23	15	9	3	32	12	13	12	9	4	-3	169
	営利団体	2倍料金	15	43	44	44	57	38	24	81	52	42	47	52	21	-11	549
	一般	定額料金	204	203	222	274	214	185	67	404	246	194	246	195	91	-92	2,653

令和2年度		令和2年											令和3年			年度計	
		前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越		
利用料収入(単位:千円)		172	42	265	477	678	585	995	921	918	365	482	680	790	-442	6,928	
(単位利用件数)	団体等	半額免除	3	8	9	12	12	12	14	16	8	6	8	8	12	-8	120
	営利団体	2倍料金	11	12	38	38	47	55	35	49	65	36	43	37	55	-24	497
	一般	定額料金	92	102	142	185	182	199	227	219	226	134	180	161	215	-184	2,080

【収支の概要(令和元年度実績)】

指定管理代行料	65,551,000
その他受託事業収入	2,276,205
利用料収入	10,299,745
施設利用料収入	10,229,765
ロッカー・PC利用料収入	69,980
管理費の各機関負担	6,223,204
受講者負担金収入	284,400
使用料収入	350,300
公衆電話使用料収入	3,570
複写機使用料収入	79,030
印刷機使用料収入	267,700
指定管理者収入	345,884
物品等販売収入	317,528
その他	28,356
合計	85,330,738

人件費	31,972,517
職員人件費等	31,972,517
管理費	39,917,307
旅費交通費	608,927
通信運搬費	626,807
消耗品費	974,043
印刷製本費	175,693
修繕費	2,610,464
水道光熱費	8,700,149
賃借料	1,872,598
業務委託費	19,021,118
保険料	105,120
その他	1,681,228
租税公課費	3,541,160
事業費	13,235,148
事業費	13,235,148
合計	85,124,972
収支差額	205,766

<管理費の各機関負担金について>

1 入居機関と共益費用の負担(令和3年度)

こうち男女共同参画センター「ソーレ」には、次の機関が入居しています。

これらの機関とは、施設全体の共益費用を、それぞれの事務所の占有面積により按分計算し算定した額を負担させるよう協定等を結んでいます。

なお、喫茶コーナー運営者からは、光熱水費の実費を負担させています。

- ・ 消費生活センター (按分率 23.85%)
- ・ ひとり親家庭等就業・自立援助センター (同 1.17%)
- ・ がん相談窓口 (同 2.76%)
- ・ 県有施設分 (同 12.02%) 計39.8%

2 共益費用(令和3年度)

<消耗品>

- ・ 照明器具交換電球代

<水道光熱費>

- ・ 電気料金、ガス料金、水道料金

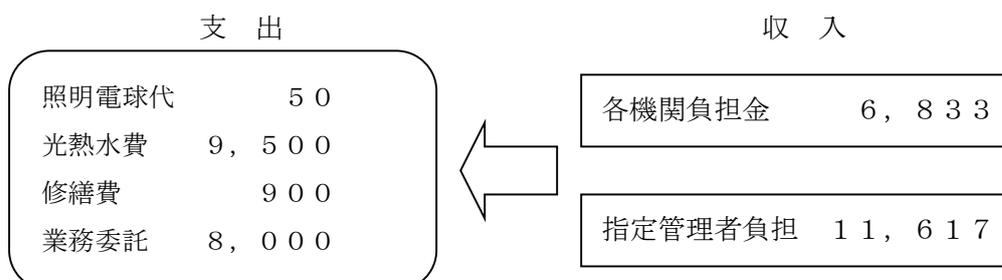
<修繕費>

- ・ 建物修繕費、空調フィルタ取替費用

<業務委託>

- ・ 機械警備委託、休館日保安業務委託、清掃業務委託 (事務所内除く)
- ・ エレベーター保守委託、ゴミ収集処理委託、浄化槽保守委託
- ・ 電話交換機保守委託、空調設備保守委託、自動ドア保守委託、
- ・ 消防設備保守委託、排煙装置保守委託
- ・ 視覚障害者誘導システム保守委託、遮光幕電動装置保守委託
- ・ 植栽管理業務委託、受水槽清掃業務委託、電気設備保安管理業務委託
- ・ デマンド監視業務

3 共益費用の収支計上イメージ



○こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

平成10年10月20日条例第44号

改正

平成15年 3月28日条例第23号

平成15年12月26日条例第64号

平成17年 3月29日条例第33号

平成23年 3月23日条例第9号

平成25年 3月29日条例第44号

平成26年 3月25日条例第25号

こうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 女性と男性が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動とともに参画する男女共同参画社会を実現するための活動の拠点となる総合的な施設として、こうち男女共同参画センター（以下「センター」という。）を高知市に設置する。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供
 - (2) 男女共同参画の推進に関する調査研究
 - (3) 男女共同参画の推進に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発
 - (4) 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催
 - (5) 男女共同参画を推進する人材の育成
 - (6) 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談
 - (7) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進及び自主的活動への支援
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務
- (指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2水曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、土曜日、日曜日及び月曜日以外の日は午前9時から午後9時まで、土曜日、日曜日及び月曜日は午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第6条 センターの大会議室その他の施設（その附属設備を含む。以下「許可施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合に

あつては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。
 - (3) センターの管理上支障があると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設を利用させることが不相当であると認めるとき。
- 3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。
 - (2) 利用者が許可の条件に違反したとき。
 - (3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。
 - (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であつて、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

（利用料金の納付）

第8条 利用者は、第10条の規定により定められたセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

（利用料金の收受）

第9条 指定管理者は、利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとする。

（利用料金の承認）

第10条 利用料金の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第12条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料）

第13条 センターの管理を指定管理者が行うことができない場合は、第8条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、同表の1の表備考及び2の表備考の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「ただし、指定管理者」とあるのは「ただし、知事」と読み替えるものとする。

（損害賠償義務）

第14条 センターを利用する者又は指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 第2条各号に掲げる業務
- （2） 第6条第1項及び第2項に規定する利用の許可等、第7条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- （3） 第9条に規定する利用料金の収受、第11条に規定する利用料金の減免、第12条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- （4） センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

（指定管理者の指定の申請）

第16条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- （1） 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- （2） 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

（指定管理者の指定等）

第17条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- （1） 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）によるセンターの管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- （2） 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
- （4） 事業計画書による業務の実施により、男女共同参画社会を実現するための活動の拠点となることができるものであること。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第20条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの
(業務報告の聴取等)

第19条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第17条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第17条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第23条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を守るとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成10年12月規則第125号で、同11年1月29日から施行）

(高知県収入証紙条例の一部改正)

2 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表中

「	73 高知県工業技術センターの 企業化支援研究室の使用料	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号）第5条第1項	」
---	---------------------------------	--	---

を

「	73 高知県工業技術センターの 企業化支援研究室の使用料	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号）第5条第1項	」
	74 こうち女性総合センターの 使用料	こうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号）第7条	

に改める。

附 則（平成15年3月28日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（高知県収入証紙条例の一部改正）

- 2 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成15年12月26日条例第64号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第16条及び第17条第1項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分その他の行為は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第8条の規定に基づき委託しているこうち男女共同参画センターの管理及び当該管理の委託を受けた者による利用料金の收受等については、平成18年9月1日（同日前に改正後の条例第17条第1項の規定による指定をした場合は、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

（高知県収入証紙条例の一部改正）

- 5 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成23年3月23日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第44号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月25日条例第25号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第10条、第13条関係）

1 許可施設（2の附属設備を除く。）に係る利用料金の基準額

区分	利用料金の基準額（1時間につき）	
	土曜日及び日曜日以外の日（第4条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後9時まで	土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで
創作実習室	860円	1,050円
大会議室	4,100円	5,150円
研修室1	390円	480円
研修室2	390円	480円
研修室3	390円	480円
調理実習室	1,150円	1,430円
和室1	480円	580円
和室2	580円	770円
視聴覚室	860円	1,050円
レクリエーション室	1,150円	1,430円

備考 1 「土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで」には、第4条に規定する休館日又は第5条第1項に規定する利用時間以外の時間（月曜日の午後5時から午後9時までを除く。）に許可施設を利用する場合を含むものとする。

2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

2 附属設備に係る利用料金の基準額

区分	利用料金の基準額（1月につき）
グループロッカー	100円

備考 利用料金の計算において、附属設備の利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月分の利用料金は、1月として計算する。

○こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成10年11月20日規則第122号

改正

平成11年3月31日規則第36号

平成15年3月28日規則第29号

平成16年3月19日規則第24号

平成16年10月1日規則第103号

平成17年6月24日規則第94号

平成26年3月31日規則第53号

こうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号。以下「条例」という。）の規定に基づき、こうち男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可施設（同項に規定する許可施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条、第14条並びに第15条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 大会議室を利用する場合（次号に掲げる場合を除く。） 利用を開始する日の1年前の日

(2) 営利を目的として大会議室を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が大会議室を利用する場合 利用を開始する日の6月前の日

(3) 大会議室以外の許可施設を利用する場合（次号に掲げる場合を除く。） 利用を開始する日の3月前の日

(4) 営利を目的として大会議室以外の許可施設を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が大会議室以外の許可施設を利用する場合 利用を開始する日の2月前の日

(利用の取消しの届出等)

第3条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（第5条第1項において「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第2号様式によるものとする。

(口頭による申請)

第4条 第2条第1項又は前条第2項の規定による申請については指定管理者が、第2条第2項又は前条第2項（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合に限り。）の規定による申請については知事が特に必要があると認めたときは、口頭により行うことができる。

(施設利用券の交付等)

第5条 指定管理者は、第2条第1項若しくは第3条第2項又は前条の規定による申請があった場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める施設利用券を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の施設利用券は、別記第3号様式によるものとする。

(利用料金等の納付の時期)

第6条 条例第8条の規定による利用料金の納付又は条例第13条第1項の規定による使用料の納付は、前条の施設利用券の交付を受ける際にこれをしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(利用料金の承認の申請)

第7条 指定管理者は、条例第10条の規定により利用料金を定めようとするときは、知事に対して、別記第4号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第10条の規定により知事の承認を得た利用料金を変更しようとするときは、知事に対して、別記第5号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

(使用料の額)

第8条 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第13条第2項の規則で定める使用料の額は、知事が別に定める。

(使用料の減免の申請等)

第9条 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第11条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 条例第2条第1号から第7号までに掲げる事業に該当する事業について、国及び地方公共団体が許可施設を利用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を減額し、又は免除することが適当であると知事が認めるとき。

2 前項の規定により減額する使用料の額は、知事が別に定める。

3 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第11条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第6号様式による使用料減額(免除)承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書又は第3条第3項の利用許可申請書とともに提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第7号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

第10条 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第12条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 利用者の責任によらない理由で許可施設を利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。

2 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第12条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第8号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第9号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付しないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(管理上の立入り)

第11条 利用者は、センターの関係職員が許可施設並びにセンターの設備及び備品等(以下「設備等」という。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第12条 利用者は、許可施設の利用が終わったとき又は条例第7条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、設備等を所定の位置に戻し、センターの関係職員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第13条 利用者及びセンターに入館する者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに火気を使用し、又は危険を起すおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けずに広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (4) センターの施設又は設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入館の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 他の利用者及び入館者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者

(損壊等の届出)

第15条 利用者又は入館者は、センターの施設又は設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第16条 条例第16条の規則で定める申請書は、別記第10号様式によるものとする。

2 条例第16条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第15条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第17条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日〔平成11年1月29日〕から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第36号）

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のこうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後のこうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成15年3月28日規則第29号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日規則第24号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第103号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月24日規則第94号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為として行う申請に必要な書類）
- 2 こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第33号）附則第2項の規定に基づき、同条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第16条の規定の例による。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この規則による改正前のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成26年3月31日規則第53号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

こうち男女共同参画センター施設利用許可申請書

第2号様式（第3条関係）

こうち男女共同参画センター施設利用変更許可申請書

第3号様式（第5条関係）

こうち男女共同参画センター施設利用券

第4号様式（第7条関係）

こうち男女共同参画センター利用料金承認申請書

第5号様式（第7条関係）

こうち男女共同参画センター利用料金変更承認申請書

第6号様式（第9条関係）

高知男女共同参画センター施設使用料減額(免除)承認申請書

第7号様式（第9条関係）

高知男女共同参画センター施設使用料減額(免除)承認通知書

第8号様式（第10条関係）

高知男女共同参画センター施設使用料還付請求書

第9号様式（第10条関係）

高知男女共同参画センター施設使用料還付決定通知書

第10号様式（第16条関係）

指定管理者指定申請書